

市職員の給与などの状況を公表します

市の人事行政運営等について、市民のみなさんに理解していただくため、「駒ヶ根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、市職員の任用、給与、職員数などについて、その概要をお知らせします。

1 職員給与の状況

(1) 人件費の状況【一般会計決算】

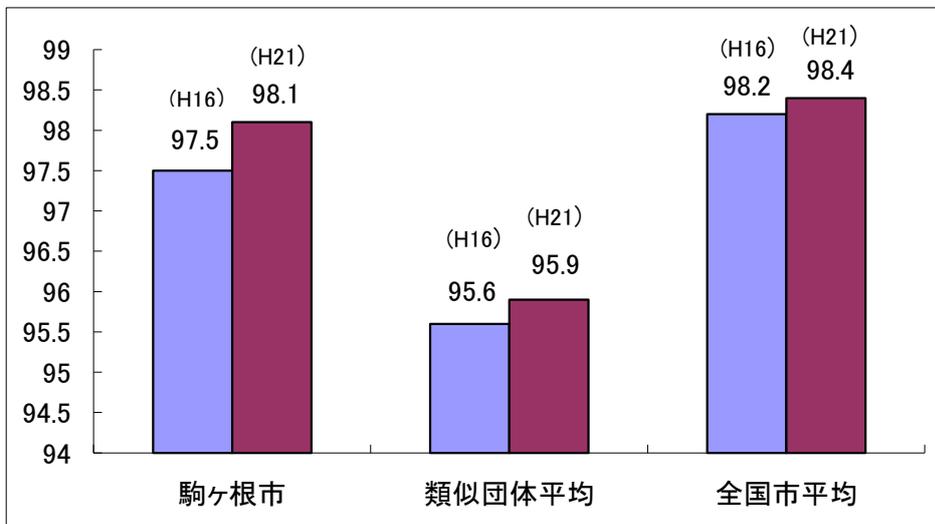
区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	33,846	15,812,212	273,689	2,529,039	16.0	18.9

(2) 職員給与費の状況【一般会計予算】

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	261	1,000,246	131,503	380,148	1,511,897	5,793	5,855

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純化したものです。

(4) 給与改定の状況

駒ヶ根市では人事委員会が設置されていないため、勧告はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	— 円	— 円	— (円) — (%)	— %	— %	△0.22 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

①特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.15 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.8 歳	333,427 円	378,382 円	349,964 円
長野県	45.6 歳	352,827 円	418,807 円	389,151 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	327,906 円	374,248 円	352,886 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
駒ヶ根市	50.8	27	335,460	343,930	342,875	—	—	—	—
うち学校調理員	50.8	16	336,729	346,162	345,985	調理士	44.2	256,100	1.35
うち用務員	—	1	—	—	—	用務員	53.8	213,600	—
うちその他	48.5	10	326,890	336,030	333,430	—	—	—	—
長野県	50.8	195	309,211	341,044	340,843	—	—	—	—
国	49.3	3,955	284,514	—	322,291	—	—	—	—
類似団体	48.8	29	299,737	320,499	310,712	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	—	—	—
うち学校調理員	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成19年～21年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員

においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※職員数が1人の場合、データを省略してあります。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況【平成22年4月1日現在】

区分	駒ヶ根市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況【平成22年4月1日現在】

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	277,029 円	316,729 円	370,313 円
	高校卒	236,533 円	283,230 円	325,442 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	334,500 円
	高校卒	— 円	301,550 円	321,450 円

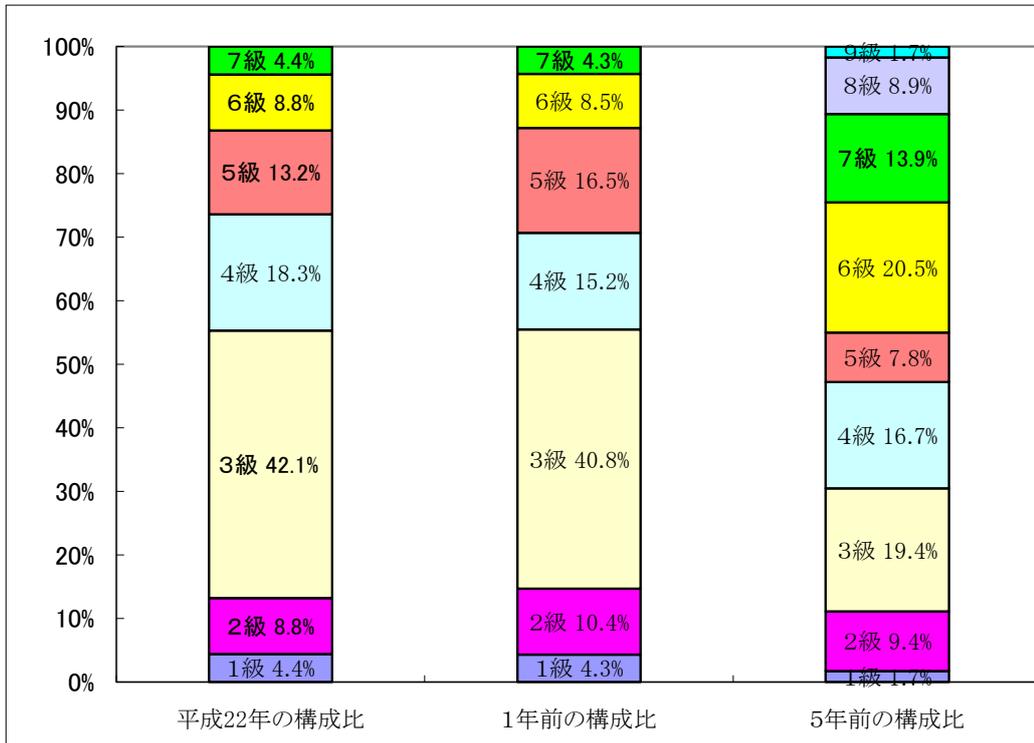
※金額が記載されていない欄は、対象者がいない項目です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	7人	4.4%
6級	課長	14人	8.8%
5級	課長補佐	21人	13.2%
4級	係長	29人	18.3%
3級	主査	67人	42.1%
2級	主任	14人	8.8%
1級	主事	7人	4.4%

- (注) 1 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 職員数は、一般職に属する職員から、税務職、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、技能労務職などの職種が除かれています。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。
 (旧給料表の1級及び2級、並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています。)

5 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

駒ヶ根市	長野県	国
一人あたりの平均支給額(21年度) 1,485 千円	一人あたりの平均支給額(21年度) 1,538 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.35) 月分 (0.65) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～15% ○管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

駒ヶ根市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.58月分	最高限度額	59.28月分	59.58月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置	国に準ずる	
(退職時特別昇給)	なし)	(退職時特別昇給)	なし)
1人当り平均支給額	千円 25,806	千円			

(注) 退職手当の1人当り平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成22年4月1日現在)

駒ヶ根市では地域手当の支給はありません。

支給実績(平成21年度決算)		千円
支給1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
	— %	— 人
		0 %

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算・全会計)	27	千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成21年度決算)	5,400	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度決算)	1.7	%
手当の種類(手当数)	全6種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	日額 500円
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員	死亡1体2,500円 病人1件1,500円
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員	日額 250円 (2時間未満200円)
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	1体 500円
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員 勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病虫害の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等	巡回監視、避難誘導 日額 300円 応急作業、調査、測量、不法投棄処理等 日額 500円
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員(社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	55,862	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	191	千円
支給実績(20年度決算)	56,608	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	192	千円

(6) その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 親族(配偶者扶養) 6,500円 親族1人(配偶者非扶養の場合) 6,500円 親族1人(配偶者なしの場合) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		35,216千円	253,350円
住居手当	借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ		10,731千円	81,296円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(55,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000~20,900円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円~24,500円	8,788千円	48,022円
管理職手当	部長相当職 8%(規則12%) 課長相当職 6%(規則9%) 現在、減額措置を実施しています。	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	8,242千円	358,336円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,600円 5時間未満の場合 2,300円	異なる	4,200円~5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,158千円	9,200円

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	628,000円 (785,000円)	1,010,000 円 / 455,000 円
	副市長	661,000円 (—)	800,000 円 / 347,500 円
報酬	議長	404,000円 (—)	495,000 円 / 274,000 円
	副議長	338,000円 (—)	440,000 円 / 234,000 円
	議員	313,000円 (—)	400,000 円 / 220,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成22年度支給割合) 3.10月	
	議長 副議長 議員	(平成22年度支給割合) 3.10月	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.45×0.80	13,564,800円 任期毎
	備考	給料月額×在職月数×0.32×0.95	9,645,312円 任期毎
	備考	現在市長20%副市長が5%の自主減額を実施しています。	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

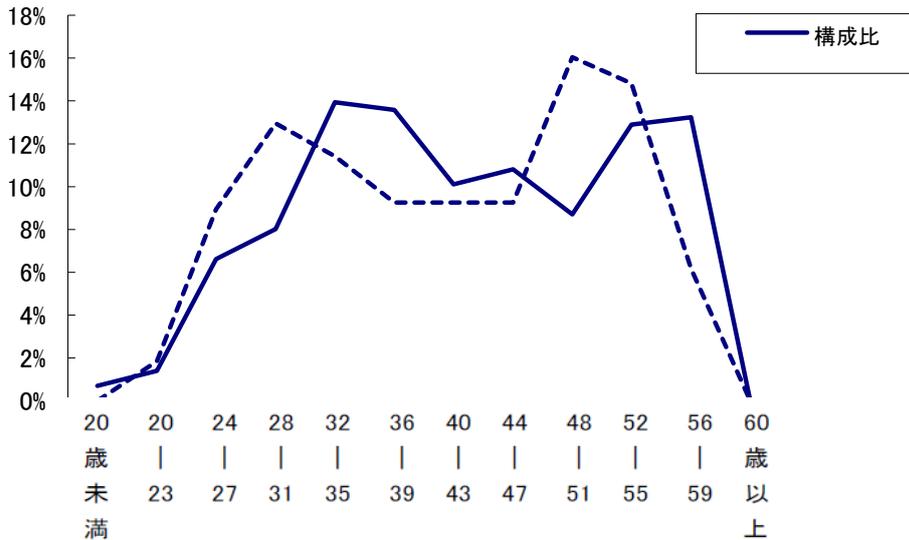
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年増 減数	主な増減理由	
		平成22年	平成21年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総務企画	58	61	△ 3	契約・財産管理業務見直し
		税 務	18	18	0	
		民 生	70	69	1	保育士欠員補充
		衛 生	18	15	3	
		労 働	1	1	0	
		農 林	16	16	0	
		商 工	7	7	0	
	土 木	21	22	△ 1	区画整理事業収束による減員	
	計	212	212	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.64 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 72.08 人	
	教育部門	47	48	△ 1	退職不補充	
	消防部門			0		
	小 計	259	260	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.5 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 97.5 人	
会営企業等	水 道	8	8	0		
	下 水 道	9	9	0		
	国保事業	6	6	0		
	介護保険	6	6	0		
	小 計	29	29	0		
合 計		288	289	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.1 人	
		[351]	[351]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員	2	4	19	23	40	39	29	31	25	37	38	0	287 人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		222	218	221	217	212	212	△ 10 (△ 4.50 %)
教育		61	57	54	50	48	47	△ 14 (△ 22.95 %)
警察		—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防		2	2	0	0	0	0	△ 2 (△ 100 %)
普通会計		285	277	275	267	260	259	△ 26 (△ 9.12 %)
公営企業会計		31	33	31	29	29	29	△ 2 (△ 6.45 %)
総合計		316	310	306	296	289	288	△ 28 (△ 8.86 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況【人員削減5か年計画・集中改革プランの進捗状況】

公務能率の向上と行政コストの増加抑制は、市民の効率的行政運営への高い要望もあり、重要な行政課題となっています。

厳しい財政運営を迫られている今日、適正な定員管理による行政運営の簡素効率化と行政コストの増加抑制が緊急に必要と

されており、市では、定員削減を強力に押し進めるため、定員削減計画を策定し、これを着実に実施しています。

① 定員適正化計画の数値目標

○人員削減5か年計画：平成15年度を当初目標設定年度とした定員適正化計画で、平成16年度から平成20年度までの5か年間で、職員数を全体で1割(34人)削減する。

○集中改革プラン：国の求めにより作成した計画で、平成17年を起点とし平成22年度当初までに24人の職員数を削減する。

○第2次集中改革プラン：集中改革プランのH22当初目標数である「300人」を「295人」に修正し、平成27年度まで計画を延長する。平成27年度当初の職員数を「277人」とし、対17年度対比「△47人・△15%」を目標とする。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

区分	年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計画職員数 (年度当初)	5か年計画	339	340	332	326	322	316	306			
	集中改革プラン				324	319	318	310	306	300	
	第2次集中改革プラン										295
新規採用数		8	0	0	2	3	8	9	8	7	
年度当初職員数		339	340	328	324	319	315	303	295	295	285
年度末退職者数		△ 7	△ 12	△ 4	△ 7	△ 7	△ 20	△ 17	△ 8	△ 17	
	うち定年退職	△ 4	△ 6	△ 1	△ 3	△ 1	△ 7	△ 8	△ 5	△ 8	
	うちその他退職	△ 3	△ 6	△ 3	△ 4	△ 6	△ 13	△ 9	△ 3	△ 9	
年度末職員数		332	328	324	317	312	295	286	287	278	

(注) 1 各年4月1日現在の職員数です。ただし、退職者数については、3月31日現在です。

2 うち定年退職欄は、計画期間中の定年予定者の人数をあらかじめ登載しています。

7 勤務時間その他の勤務条件に関すること

(1) 勤務時間の状況【標準的な職場】

本		庁	
勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後12時から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

※ 職員の勤務時間は、この標準的な職場のほか、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、午前7時から午後10時までの時間帯の中において、弾力的に運用しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間の状況					前年の状況	2年前の状況
総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)	平均取得日数	平均取得日数
日	日	人	日	%	日	日
9,892	1,979	251	7.9	20.0	8.1	8.4

(注) 1 平成21年1月1日から平成21年12月31日までの全期間を在職した職員に限ります。
2 当該期間の中途の採用、退職職員及び当該期間中に育児休業、休職等の事由のある職員並びに派遣職員は除かれます。

8 分限処分者及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者の状況

平成21年度、分限処分に付された職員は、1名でした(心身の故障による分限休職)

分限処分 : 職員が一定の事由によってその職を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます
分限処分は、公務能率の維持と適正な行政運営の確保を目的として行われます

(2) 懲戒処分者の状況

平成21年度、懲戒処分に付された職員は、いませんでした

懲戒処分 : 職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追究して行う行政上の制裁・処罰をいいます
懲戒処分は、職員の行った行為に対し、道義的責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的として行われます
懲戒事由として、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があげられています

9 その他の報告事項

(1) 公務災害の発生状況

平成21年4月1日から平成21年3月31日までの間に発生した公務災害の状況を報告します

部 局 等	公務災害	通勤災害	発生件数合計
市長部局	正規の職員	1件	1件
	その他の職員		
教育委員会	正規の職員	2件	2件
	その他の職員		
公営企業 (水道事業)	正規の職員		0件
	その他の職員		
合 計	正規の職員	2件	1件
	その他の職員	0件	0件

(2) 公平委員会の報告状況

平成21年4月1日から平成21年3月31日までの間に受理した件数を報告します

区 分	受理件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

措置要求 : 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置がとられるべきことを要求することができます
要求があった場合は、公平委員会は審査を行い、地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければなりません

不服申立て : 懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して、審査請求又は異議申立てをすることができます
公平委員会は、不服申立てを受理した場合は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づき、必要がある場合には、処分者である地方公共団体に、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています

(3) 研修の状況（平成21年度）

研修内容			受講者数(延べ)
職場外研修	階層別	評価者研修等	217人
	一般研修	事業提案力向上研修	274人
	専門研修	財務会計研修等	30人
	派遣研修	郡内派遣研修等	8人
職場内研修	一般研修	健康管理研修等	122人

(4) 福利厚生状況

① 健康診断の状況（平成21年度）

定期健康診断		人間ドック
受診者数 (非常勤職員含む)	受診率	受診者数
339 人	100%	140 人

② 職員互助会の設置及び活動状況

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、駒ヶ根市職員共済組合を設置し、保健、教養、体育振興などの事業を行っています。
- ・運営は、職員の月会費（給料月額 \times 3/1000）と市負担金（会費同額）により運営されています。

○平成21年度職員互助会運営経費主な内訳

項目	年間総額	内容
職員会費	3,017千円	給料月額 \times 3/1000+200円
職員事業参加負担金	1,618千円	互助会事業ごとの参加職員負担金
公費負担	3,022千円	給料月額 \times 3/1000に相当する額

人事行政運営等の状況についてのお問い合わせ先

総務部 庶務課

TEL 0265(83)2111 内線(214)

FAX 0265(83)4348

Mail shomu@city.komagane.nagano.jp

